

## 第118回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年10月25日（水）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（伊）委員（ウェブ会議の方法で出席）、中井（洋）委員

（2）大阪市職員

西原市民局長、福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

（1）第116回・第117回会議要旨の確認

（2）継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が届時に伝わることを確認した。

議題（1）第116回・第117回会議要旨の確認

○第116回・第117回の会議要旨を確定した。

議題（2）継続案件の調査審議

○継続案件のうち6件について、調査審議を行った。

○6件のうち5件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-17」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

- ・諮問書別紙の2(4)の、本件表現活動を行ったものの氏名又は名称等中、「(本件表現活動3、本件表現活動4及び本件表現活動5)」にかかる内容については、表現活動を行ったものごとに記載することが適当である。
- ・また、「(本件表現活動6、本件表現活動7及び本件表現活動8)」にかかる内容については、表現活動を行ったものごとに「氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。」とするのが適当である。
- ・加えて、諮問書別紙の2(4)の見出しについては、「本件表現活動を行ったものの氏名又は名称」とするのが適当である。
- ・なお、諮問書別紙の2(1)において定義されている表現のうち、当該箇所以外では使用されていない定義は削除することが適当である。

以上